

誓約書兼同意書

- 保育所申込書類の記載内容について適正（事実）であるか確認する必要が生じた際に、調査（家庭訪問、就労・就学・医師・民生委員等の証明先）されることに同意します。
また、書類の内容等が実態と異なる場合は、入所を取り消されても異議申し立てをいたしません。

2. 保育事由の手続き

○保育事由等の変更

世帯構成（結婚、離婚、祖父母等の同居）、保育要件（就労、疾病、出産、育児休業）、勤務先（退職、転勤、転職）、就労状況（日数増減、時間帯）等の申請内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ます。

○在園中は保育要件を常に満たします。就労要件の場合は、月48時間以上の勤務等を常に満たします。

○就労事由で入所後の出産について

保育事由が出産事由に変更となり、【産前・産後休業】、【育児休業】を取得したことが分かる必要書類を提出します。必要書類を提出できない場合は退所します。

○出産事由での入所

産前産後2ヶ月以内が入所期間のため、出産予定日（出産日）の前後2ヶ月間の利用期間が終了した場合は退所します。

3. 必要書類および証明書類等の提出

必要書類および証明書類等は期限内に提出します。提出できない場合および提出した書類に虚偽の記載等があった場合は退所します。

なお、入所申請後に保育事由や世帯の状況に変更があり、期限までに変更後の必要書類が提出できない場合は、申請時に提出した保育事由等を証明する書類は無効となり、必要書類の提出がなかったものとして利用調整を行うことに同意します。

4. ビデオカメラの設置および撮影

防犯、事故防止等のためビデオカメラを設置、撮影することに同意します。

5. 重要事項

就労要件は「月48時間以上の労働を常態としていること」です（雇用条件と勤務実績の両方を満たしている必要があります）。最低賃金程度の月収を伴わない場合は、就労を理由とした利用要件に該当しません。

就労証明書があっても保育の要件を確認するため、就労証明書と月収額等との整合性を含めて前年収入の調査を実施します。就労の実態が認められない場合は入所の対象外となります。配偶者等の扶養の範囲で働いている方は、必ず令和6年中（毎年）の収入を申告願います。

南山城村に住所を有（居住）するとは、住民登録と居住実態が一致していることをいいます。入所日以降に住民登録住所地での居住実態が確認（一致）できない場合は、入所を解除することになります。

以上、上記事項および入所のしおり等の内容を熟読、理解したうえで入所（継続利用）の申し込みをいたします。本書の内容に反した場合、退所等の指示に従います。

（上記の記載内容に同意のうえ署名してください。）

南山城村長 宛

令和 年 月 日

誓約者

保護者氏名（自署） _____ 続柄（父・母・他）

保護者氏名（自署） _____ 続柄（父・母・他）

児童氏名 _____